



地域包括早来相談センター社会福祉士の添谷育美です。今回は、広報あびら7・8月号で紹介したAさんが、約束の日になどを忘れる物忘れが出てきて、一人暮らしで身寄りが近くにいないため、金銭管理や詐欺に遭い騙されたらどうしようかと心配になっていることに対して、今回は権利擁護の視点での支援方法を紹介したいと思います。

認知症などにより、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援する方法は「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。

それでは、2つの制度の特徴や違いをみてみましょう。

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象	判断能力が不十分な方 ※契約できる程度	判断能力が不十分、著しく不十分、著しく欠ける方 ※契約困難
援助内容	※1 日常的な金銭などの管理に限定	※2 日常的な金銭などの管理の他、生活全般の支援に関する契約などの法律行為
援助者	社会福祉協議会（専門員、生活支援員）	家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人
相談窓口	安平町社会福祉協議会、安平町地域包括支援センター、安平町在宅介護支援センターなど	弁護士、司法書士、社会福祉士、安平町地域包括支援センター、安平町在宅介護支援センターなど
申込手続	本人や相談機関などが安平町社会福祉協議会へ申込み	本人や配偶者、四親等以内の親族などが家庭裁判所へ申立
申込時の費用	無料	申立者が負担（およそ5万～10万円）
利用時の費用	本人負担（1時間1,200円＋生活支援員の交通費）	本人の財産に応じた負担（家庭裁判所が費用決定） ※平均月額約2万円
監督機関	北海道社会福祉協議会	家庭裁判所

### ※1 日常生活自立支援事業

援助者が定期的に訪問し、書類（郵便物等）の内容を確認したり、公共料金の支払いや預金を金融機関で払い戻すなど日常生活費の管理に限定してお手伝いをします。

### ※2 成年後見制度

家庭裁判所への申立により、本人の援助者が選任され、その人に法的権限を与えて本人に代わって日常生活費の管理に限らず、法律行為（施設入所契約、医療契約、消費者被害の取り消し、不動産の処分、遺産分割など）ができるようにする制度。

## 制度の利用検討について

Aさんのように物忘れはあるものの自分の意思をある程度伝えられ、それぞれの制度の違いを理解できる段階で、制度利用について検討していくことをお勧めします。どんな制度なのか早めを知ることで精神的な負担も減りますし、わからない不安は解消されます。自分一人で悩まず、早めに家族とともに相談機関に相談し、状況に合わせた制度を利用しましょう。